

Newsletter

November 2013
Volume 2 Issue 3

目次

商標

- [中国](#)
- [スイス](#)
- [英国](#)

著作権

- [米国](#)
- [欧州連合](#)
- [スペイン](#)

グローバル知的財産ニュースレター

商標

【中国】商標法改正案、全人代常務委員会を通過

2013年8月30日、中国商標法の改正案（以下「商標法」）が全国人民代表大会常務委員会を通過した。新たな商標法は、2014年5月1日より施行される。主な改正内容は、以下の通りである。

- 商標登録システムの確実性を高めるため、中国商標局および商標審査委員会での登録手続きの所要期間が法で定められる。新たな商標法においては、拒絶査定や異議申立てのない単純な商標出願の場合、出願書類の受領から12か月以内に登録が行われることとなる。すなわち、商標出願の審査期間が9か月、その後の異議申立ての期間が3か月となる。
- 登録手続きの期間が新たに法で定められると、中国商標局および商標審査委員会の負担が増大する。その負担を軽減するために、2つの対策が講じられることとなる。一つ目は、オンラインでの商標出願システム（現在、試験的に実施中）および一出願多区分制度（一つの商標出願に複数の商品区分を含める）の正式な導入である。これらは、商標出願における書類事務の削減と手続の合理化を目的としている。もう一つは、商標異議申立手続きに関する改正であり、異議申立人と異議申立て理由に一定の制限が加えられることとなる。異議申立てが認められなかった場合、対象となった商標の登録手続きが自動的に進められる。異議申立人には、上訴権が与えられないため、商標登録無効審判のみが異議申立ての唯一の救済措置となる。したがって、海外の商標権者は、商標権の侵害への対抗手段として、商標異議申立手続きに注力すべきである。
- 中国においては、商標登録業者が「先願主義」システムを悪用し、簡単に利益を得ようとする「悪意による商標登録」が長年の問題となっていたが、これに対抗する新たな条項が追加される。新商標法では、商標登録業者に対し、誠実信用の原則に基づいた行動を義務付けることとなる。これにより、商標登録業者が、その専門的サービスを超える範囲において、または、商標出願の実施によって第三者の既存の権利を侵害することを認識しながら、もしくは当然その認識があったはずでありながら、商標出願を行うことが禁じられる。また、未登録の商標の所有者と何らかの関係があることにより、その商標の存在を把握していながら商標出願を行うケースでは、出願対象となる商標が未登録の商標と同一または類似しており、同一または類似する商品・サービスに使用されることを前提として、未登録の商標の保有者による異議申立てによって拒絶される。

- 「著名商標」は商標法のもとで、保護強化の対象となっている。それにもかかわらず、これらの商標は広告や宣伝等において、本来の目的とは異なる用途で濫用されているため、その法的意義が年々希薄になりつつある。新たな商標法では、「著名商標」を商品、商品のパッケージ・容器、広告、展示、その他の広報・販促活動に使用しないことにより、その価値の回復を試みる。
- 消費者の混同に関する概念は、中国の法廷にすでに導入されているが、新商標法では、商標の模倣以外の商標権侵害が行われているか（同一のマークが非常に類似する商品・サービスに使用される等）を確認するための要素として、この概念を明確に規定している。
- 新商標法では、登録済みの商標または未登録の著名商標を事業体の名のもとで使用したケースにおいて、その行為が消費者を誤認させ、不正競争の原因となった場合、中国の不正競争防止に関する法規制に基づいて取り扱われる。
- 中国の法廷が、権利侵害者に命じる法定損害賠償の最高額が 50 万人民元から 300 万人民元（約 8 万 1,000 米ドルから 49 万米ドル）に引き上げられる。これは、商標権者が、十分な証拠をそろえられないために適正な補償が得られない状況に対応するための方策である。
- 新商標法のもとでは、先使用および不使用を理由とする権利の主張が可能となる。したがって、商標権侵害訴訟での抗弁において、不使用を理由とする商標登録異議申立てが行われる可能性があり、商標権者は争点となった商標について、商標出願の前に中国で使用されていたことを示す十分な証拠を準備しておく必要がある。

新たな商標法の適用範囲および詳細については、商標法施行規則の改定と最高人民法院による法解釈の公表を待つことになる。これらは、2014 年 5 月 1 日より前に公表が予定されている。

[最初のページに戻る](#)

【スイス】スイス議会、スイス十字の使用とその地理的意味に関する法を改正

2013 年 6 月 21 日、スイス議会は、「スイス製」であることを示す標章を効果的に保護し、国内外におけるスイス国旗の十字（「スイス十字」）の使用を規制するため、「スイスネス法」（Swissness：スイスらしさ）の改正を承認した。本法では、「スイス」のラベルを付すことが可能な商品・サービスについて、指針を示している。重要な改正内容は以下の通りである。

- 商品自体にスイス十字を付けることができる（スイスの紋章は不可）
- 工業製品の製造コストについて、少なくとも 60% がスイス国内で支払われている
- 工業製品の研究開発費は個々の製品の製造費に計上されるが、流通に係る費用（包装費、マーケティング費等）は除外される

自然物の場合、商品の種類によって標章の使用条件が異なる。チーズなどの自然物の加工品は、原材料の重量の 80% 以上がスイスで入手可

能であり、スイス原産でなければならない。スイス十字や原産地表示を不正使用した場合、罰金または禁錮等の刑罰が科される。「スイスネス法」の規則の改正は、2015年初頭に発効する予定である。

[最初のページに戻る](#)

【英国】商標異議申立手続きを合理化

2013年10月1日、英国政府は、商標異議申立手続きを迅速にする「ファスト・トラック」制度を導入した。コストの削減および手続きの簡易化・迅速化につながる本制度の導入により、企業が（特に中小企業が）より積極的に自社の商標を保護できるようになる。重要な点は以下の通りである。

- **異議申立ての根拠：**同一または類似する商品・サービスに対し、商標登録がすでに行われている場合に異議申立てを実施できる。ファスト・トラックを利用した異議申立てが可能なマークの数は、3つまでに制限されている。
- **証拠：**異議申立ての対象となるマークが5年以上登録されている場合は、異議申立人が自らのマークを使用していたことを証明する証拠が必要となる。この証拠は、異議申立ての通知とともに提出しなければならない。
- **決定：**一般的に決定は提出された書類を精査することで下されるが、場合によっては口頭審理が実施される。（1）異議申立てに関わる当事者が要求し、審査官が妥当であると判断した場合、または、（2）審査官が要求した場合は、電話での口頭審理が行われる。

[最初のページに戻る](#)

著作権

【米国】オンラインサービスプロバイダーの Hotfile に著作権侵害で有罪判決、デジタルミレニアム著作権法のセーフハーバー条項による保護が適用されず

2013年8月28日、フロリダ州南部地区連邦裁判所は、Hotfile および同社の CEO に対し、著作権侵害で有罪判決を下した。本訴訟は、2011年に Disney Enterprises およびその他の映画会社が、Hotfile によるウェブサイトを通じた著作権侵害行為を提訴したものである。

Hotfile が運営するウェブサイトでは、登録ユーザーがコンピューター等の機器に保存したさまざまな形式のファイルを同社のサーバーにアップロードすることで、同社のストレージシステムにファイルを保存できる。ファイルがアップロードされると、ファイル名を含む固有の URL リンクがユーザーに自動的に送信される仕組みとなっている。Hotfile では、このようなリンクについて目次や検索機能を提供していなかったが、会費を支払ったユーザーに対し、目的のファイルの格納場所を提示するアフィリエイト・プログラムを実行することで、ユーザーによる URL リンクの共有を助長していた。

Hotfile は、特定の状況において、オンラインサービスプロバイダーを著作権侵害の対象外とするデジタルミレニアム著作権法（DMCA）のセーフハーバー条項が適用されるという前提に基づき、業務を行っていた。同条項には、繰り返し権利侵害を行うユーザーを特定した場合、オンラインサービスプロバイダーは当該ユーザーとの契約を解除するための合理的な方策を整えるという要件がある。しかし、裁判所は、

本ニュースレターに関する
お問い合わせ先

高瀬 健作

パートナー

Tel 03 6271 9752

kensaku.takase@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

www.bakermckenzie.co.jp

Hotfileはこの要件を満たしていなかったとし、セーフハーバー条項を適用できないと判断した。その後、裁判所において、Hotfileの著作権侵害に関する責任について、セーフハーバー条項を考慮せずに審議が行われた結果、権利侵害を誘導し、それに寄与した責任については、陪審員に判断を委ねる必要があると決定された。しかしながら、最終的には、Hotfileは代位責任を有するという略式判決が下されることとなった。また、HotfileのCEOも個人的な責任を有するとの判決が下された。Hotfileは第11巡回区控訴裁判所に控訴を行ったことが報告されている。

本事件は、侵害行為の場となるウェブサイトが、直接的に著作権侵害の責任を問われた米国最初のケースである。

【欧州連合】EU加盟国、音楽録音物および演奏者の著作権の保護期間を50年から70年に延長

2013年11月1日から、欧州連合加盟国は、欧州議会および理事会指令2011/77/EUを遵守するため、音楽録音物および演奏者の著作権や関連する権利を保護する期間を50年から70年に延長することが求められる。本指令の目的は、作家の著作権の保護期間が死後70年に延長されたことに合わせて、演奏者の権利も同様に保護することを目的としている。著作権の延長により、演奏者はより長い期間にわたって著作権による収入を得ることができる。

【スペイン】インターネット上で不正に公開されている著作物へのリンクの提供を犯罪とみなす法案が通過

スペイン政府は、インターネット上で不正に公開されている著作物へのリンクを提供する行為を犯罪として定義する、刑法典の改正法案を閣議決定した。この犯罪には、6か月から最大4年間の禁錮刑が科されることとなる。しかし、法案には、サーチエンジンの刑事責任を明確に排除する条項が含まれており、「[本条項は、]単に技術的媒介としての役割を果たすもの、例えば、コンテンツの検索手段や、コンテンツへのリンクを第三者に対して偶発的に提供するといった中立的役割については、影響を与えるものではない」と定められている。

[最初のページに戻る](#)